

厚生年金はそこで給付が終わるのですが、共済年金は次の方に年金が移るとい制度があります。
また、遺族年金を受け取ることが出来る子又は孫についても、厚生年金は20歳未満で障害等級の1級若しくは2級に該当する状態にあること、年齢制限があるのに対し、共済年金は障害の状況は同じですが、年齢制限はありません。
また、2兆年ともいわれる共済組合への追加費用(税金)を削減することも盛り込まれています。

5. 現役世代の高所得者への負担増

厚生年金の保険料は報酬に応じて徴収されるのですが、厚生年金の最高標準報酬月額が60万5千円以上は、保険料額は9万9千円が頭打ちで一律となります。
これは、将来の年金支払い額との兼ね合いがあったのでしょうか。
健康保険保険料は117万5千円が最高の標準報酬月額です。
この報酬限度額を引上げ、保険料負担を求めるもの。
また、高所得者の基礎年金(満額で、月6万6千円)を最大で1/2に減額も検討するという事です。

●西尾のひとこと

まだまだあるのですが、今回の案に盛り込まれなかったものが、支給開始年齢の引上げ。
これは、「一層の高齢化の進展が見込まれる場合の中長期的な課題」として検討を先送りしたかたちになりました。

具体的な施策はこれからですが、大事な転換期です。
運用3号の二の舞にならないよう注意して経過を見守らなくてはと思います。

★トピックス～年金の加入期間、各国比較 ～

今度の改革案では、議論が先送りのかたちになった支給開始年齢の各国の状況ですか、アメリカは66歳、イギリスは、男性65歳、女性60歳。

但し、2046年までには男女とも68歳に引上げ。
ドイツは、65歳から。2029年までに67歳に引上げ。
フランスは60歳。
スウェーデンは、61歳以降本人が選択可となっています。

今、日本も段階的に65歳引上げの過渡期ですが、年金受給に必要な加入期間等の条件から比較しても、やはり日本の25年、満額受給は40年必要という厳しさは、若い人たちが保険料の支払いをしないのもわかるような気がします。

~~~~~編集後記~~~~~

九州に所用があり、2泊3日の旅をしました。

久しぶりに、兄や兄の家族の変わらぬ顔を見たり、父母の墓前に花を供えたり、ささやかな旅行でしたが、日常から離れて、心が解き放たれる思いがしました。

被災された方々が、日常を取り戻し、旅行を楽しむことができるようになるまで、どれだけの歳月が必要でしょうか。

一日も早い復興をこころから願っています。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
